

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都

(名 称) 株式会社フード・プラネット (法人番号 3120001108182)

上記被審人に対する平成27年度(判)第42号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金600万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年6月22日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年4月21日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都港区赤坂一丁目11番28号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されている会社である。

被審人は、代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一部を、子会社による販売取引のように装うことにより、売上を過大に計上した。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
平成26年 12月25日	第30期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書	平成25年10月1日 ～平成26年9月30 日の連結会計期間	連結 損益計算書	売上高が81百万円 であるところを113 百万円と記載	・売上の過大計 上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の事実の表に掲げる事実につき

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

(別紙3)

### 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の事実の表に掲げる事実につき

法第172条の4第1項の規定により、当該法人の第30期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(128,185円)

が

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。